一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 表彰規定

平成 16 年 12 月 20 日 制定 平成 27 年 11 月 9 日 改定

(総則)

- 第1条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会(以下,本学会)定款第3条1項4号および同6号に基づき,以下の賞を設ける.
 - (1) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会賞
 - (2) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 PM 実施賞
 - (3) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会論文賞
 - (4) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会文献賞
 - (5) 理事会が臨時に定める賞

(目的)

第2条 本学会は第1条に定める賞を設け、プロジェクトマネジメントに関わる研究または実務 における顕著な成果を収めた個人ならびに団体を顕彰することで、本学会の定款第3条 に定める目的の達成を図る.

(一般社団法人プロジェクトマネジメント学会賞)

- 第3条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会賞に関し、以下の定めを置く.
 - (1) 略称として学会賞を用いる.
 - (2) 本会の発展に顕著に貢献した個人を顕彰する.
 - (3) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会の正会員に限り授与する.
 - (4) 授与に関わる手続きは別に定める.

(一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 PM 実施賞)

- 第4条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 PM 実施賞に関し、以下の定めを置く.
 - (1) 以下の各賞を置く.
 - 1) PM 実施賞本賞
 - 2) PM 実施賞
 - 3) PM 実施賞奨励賞
 - 4) PM 実施賞エクセレントパートナーシップ賞
 - (2) 第4条1項に定める各賞に対し、以下の定めを置く.
 - 1) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会の会員に限らず授与する.
 - 2) 授与に関わる手続きは別に定める.
 - 2 PM 実施賞本賞に関し、以下の定めを置く.
 - (1) 略称として実施本賞を用いる.
 - (2) プロジェクトマネジメントの実施において範となる顕著な業績を示した個人を表彰する.
 - 3 PM 実施賞に関し、以下の定めを置く.
 - (1) 略称として実施賞を用いる.
 - (2) プロジェクトマネジメントの実施において範となる顕著な業績を示した企業全体 もしくはこれに相当する規模の組織を顕彰する.

- 4 PM 実施賞奨励賞に関し、以下の定めを置く.
 - (1) 略称として実施奨励賞を用いる.
 - (2) プロジェクトマネジメントの実施において範となる顕著な業績を示した組織の内, 前項2号に当たらない組織を顕彰する.
- 5 PM 実施賞エクセレントパートナーシップ賞に関し、以下の定めを置く.
 - (1) 略称としてパートナーシップ賞を用いる.
 - (2) 本条第3項もしくは第4項による表彰を検討すべき組織の中で、供給側企業と取得側企業の明確な協力関係によって成し遂げられた顕著な業績に対し、双方の組織を顕彰する.
 - (3) 本項に定める顕彰は、本条第3項および第4項の定めによるものと重複して顕彰を受けることはできない.

(一般社団法人プロジェクトマネジメント学会論文賞)

- 第5条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会論文賞に関し、以下の定めを置く、
 - (1) 以下の各賞を置く.
 - 1) 論文賞
 - 2) 論文奨励賞
 - (2) 第5条1項に定める各賞に対し、以下の定めを置く.
 - 1) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会誌に掲載された顕著な成果を含む研究論文の著者を顕彰する.
 - 2) 授与に関わる手続きは別に定める.
 - 2 論文賞の略称として論文賞を用いる.
 - 3 論文奨励賞の略称として論文奨励賞を用いる.

(一般社団法人プロジェクトマネジメント学会文献賞)

- 第6条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会文献賞に関し、以下の定めを置く、
 - (1) 略称として文献賞を用いる.
 - (2) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会誌に掲載された顕著な成果を含む解説記事の著者を顕彰する.
 - (3) 授与に関わる手続きは別に定める.

(一般社団法人プロジェクトマネジメント学会学生研究発表賞)

- 第7条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会学生研究発表賞に関し,以下の定めを置く.
 - (1) 以下の各賞を置く.
 - 1) 学生研究発表賞最優秀賞
 - 2) 学生研究発表賞優秀賞
 - 3) 学生研究発表賞奨励賞
 - (2) 第7条1項に定める各賞に対し、以下の定めを置く.
 - 1) 研究発表大会において顕著な成果を含む研究発表者を顕彰する.
 - 2) 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会の学生会員(社会人学生または29才以上除く)に限り授与する.
 - 3) 授与に関わる手続きは別に定める.
 - 2 学生研究発表賞最優秀賞の略称として学生最優秀賞を用いる.
 - 3 学生研究発表賞優秀賞の略称として学生優秀賞を用いる.
 - 4 学生研究発表賞奨励賞の略称として学生奨励賞を用いる.

(理事会が臨時に定める賞)

第8条 理事会は、第3条から第7条に定める各賞以外に、臨時に定める賞を設け顕彰することができる。

(表彰行為)

- 第9条 第1条に定める各賞の顕彰にあたり、以下の表彰行為を定める.
 - (1) 第3条および第4条による顕彰にあたっては表彰状と副賞を授与する.
 - (2) 第5条から第8条による顕彰にあたっては表彰状を授与する.
 - 2 受賞者の氏名,所属,対象業績,選考理由を一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 誌に会告として掲載する.
 - 3 本条2項に適合しない場合は、顕彰の対象としない.
 - 4 本条1項による表彰行為の詳細は別に定める.

附則

- 1 制定 平成 16 年 12 月 20 日 (河合輝欣会長)
- 2 改定 平成17年6月13日(神田雄一会長)
- 3 改定 平成25年9月30日 (関哲朗会長)
- 4 改定 平成27年11月9日(木脇秀己会長)